

○木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成19年3月12日条例第145号

木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 廃棄物の減量（第6条—第8条）

第3章 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員（第9条—第12条）

第4章 廃棄物の適正な処理（第13条—第18条）

第5章 生活環境の清潔保持（第19条・第20条）

第6章 手数料等（第21条—第23条）

第7章 雜則（第24条—第26条）

附則

**第1章 総則**

(目的)

**第1条** この条例は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進により、廃棄物の減量、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境の清潔保持（以下「廃棄物の減量等」という。）を図るために必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、関西文化学術研究都市として良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(市民の責務)

**第3条** 市民は、廃棄物の発生を抑制し、その再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処理すること等により、廃棄物の減量等その適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

**第4条** 事業者は、その事業活動に伴って生じる廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）の発生を抑制し、その再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物を単独又は共同して、自らの責任において適正に処理しなければなら

ない。

- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

**第5条** 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理を推進するため、市民及び事業者の意識の啓発を図り、自立的な活動を推進するよう努めなければならない。

## 第2章 廃棄物の減量

(市民が行う廃棄物の減量)

**第6条** 市民は、使い捨ての製品、容器等の使用を抑制し、包装が簡素な製品、再生品及び容易に再生利用をすることができる製品を積極的に購入すること等により、廃棄物の発生の抑制及び再生利用に努めなければならない。

- 2 市民は、販売業者に返却することができる古紙、金属くず、廃プラスティック類等の再生利用をすることができる廃棄物（以下「再生利用可能廃棄物」という。）を販売業者に返却し、又市民が行う再生利用可能廃棄物の集団回収に協力するよう努めるとともに、市が行う再生利用可能廃棄物の分別収集に協力しなければならない。

(事業者が行う廃棄物の減量)

**第7条** 事業者は、その事業活動に際して、使い捨ての製品、容器等の使用をなるべく抑制すること、再生品を使用すること、再生利用可能廃棄物を分別すること等により、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、使い捨ての製品、容器等の製造及び販売を抑制すること、製品等の包装の簡素化を図ること等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、容易に再生利用をすることができる製品の開発、再生利用可能廃棄物の回収体制の整備、再生品を原材料としての廃棄物の利用の促進等により、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

(市が行う廃棄物の減量)

**第8条** 市は、市民及び事業者による廃棄物の発生の抑制及び再生利用を促進するとともに、廃棄物処理に際して、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

### **第3章 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員**

(廃棄物減量等推進審議会)

**第9条** 一般廃棄物の減量に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、審議するため、法第5条の7第1項の規定に基づき、木津川市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

(審議会の組織)

**第10条** 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

**第11条** 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員は、第9条の諮問に係る審議が終了したとき、解嘱されるものとする。

(廃棄物減量等推進員)

**第12条** 市長は、社会的信望があり、かつ、廃棄物の減量等に関し熱意と識見を有する者のうちから、法第5条の8第1項の規定に基づき、廃棄物減量等推進員を委嘱するものとする。

2 廃棄物減量等推進員は、廃棄物の減量等に関する市の施策への協力その他の活動を行う。

### **第4章 廃棄物の適正な処理**

(一般廃棄物処理計画の告示)

**第13条** 市長は、法第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めたときは、告示するものとする。

(排出禁止物)

**第14条** 土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者。以下「占有者等」という。）は、一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物（以下「排出禁止物」という。）を排出してはならない。

- (1) 有害な物質を含むもの
- (2) 著しい悪臭を発生させるもの
- (3) 一般廃棄物の収集、運搬、処理に従事する者に危険を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 体積又は重量が著しく大きいもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の収集、運搬、処理に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(占有者等の自己処理の基準等)

**第15条** 占有者等は、自ら一般廃棄物を処理するときは、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物については、同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準）に従わなければならない。

2 占有者等は、自ら処分しない一般廃棄物（排出禁止物及び特別管理一般廃棄物を除く。）については、一般廃棄物処理計画に従って適正に分別し、所定の場所に集める等市が行う一般廃棄物の収集、運搬、処理に協力しなければならない。

3 占有者等は、自ら処分しない排出禁止物及び特別管理一般廃棄物については、その処理に関して市長の指示に従わなければならない。

(事業者の処理責任等)

**第16条** 事業者は、事業系廃棄物については、生活環境の保全上支障が生じないように自ら処理し、又は廃棄物処理業者（廃棄物の収集、運搬、処分を業として行うことができる者をいう。）に処理させなければならない。

2 市長は、多量の事業系廃棄物を排出する事業者に対し、当該廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項を指示することができる。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を達成するため、事業者に対し、市の行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を要請することができる。

(製品等の処理困難性の自己評価等)

**第17条** 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないように、適切な原材料の選択、適正な処理の方法についての情報の提供等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

**第18条** 市長は、廃棄物となった場合に適正な処理が困難な一般廃棄物となる製品、容器等（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収その他適正処理困難物の処理に必要な協力を要請することができる。

## 第5章 生活環境の清潔保持

(生活環境の清潔保持の推進)

**第19条** 市は、生活環境の清潔の保持に関する市民及び事業者の自主的な活動を推進するよう努め

なければならない。

(公共の場所等の清潔保持)

**第20条** 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所にみだりに廃棄物を捨てること等により当該公共の場所を汚すことがないようにしなければならない。

2 占有者等は、みだりに廃棄物が捨てられることのないように必要な措置を講じなければならない。

## 第6章 手数料等

(一般廃棄物の特別処理手数料)

**第21条** 一般廃棄物（ふん尿以外の一般廃棄物で事業活動以外の活動から生じたもののうち、市が定期的に収集するものを除く。）のうち、次に掲げるものの収集、運搬及び処分については、特別処理手数料を徴収する。

- (1) 犬、ねこ等の死体
- (2) 特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)第1条に規定する機械器具
- (3) 不燃物(生活系ガラ類)
- (4) 前3号に掲げる一般廃棄物以外の一般廃棄物

2 特別処理手数料の額は、別表のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、特別処理手数料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(特別処理手数料の減免)

**第22条** 市長は、特別の理由があると認めるときは、特別処理手数料を減額し、又は免除することができる。

(許可申請等手数料)

**第23条** 法第7条第1項及び第6項の許可、法第7条第2項及び第7項の許可の更新並びに第7条の2第1項の変更の許可の申請（以下「申請」という。）に対する審査について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める許可申請等手数料を申請の際に納付しなければならない。

- (1) 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 1件につき  
10,000円
- (2) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 1件につき  
10,000円
- (3) 法第7条第2項に規定する許可の更新を受けようとする者 1件につき2,000円
- (4) 法第7条第7項に規定する許可の更新を受けようとする者 1件につき2,000円

- (5) 一般廃棄物収集運搬業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 1件につき2,000円
- (6) 一般廃棄物処分業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 1件につき2,000円
- (7) 許可書の再交付を受けようとする者 1件につき6,000円

2 既納の許可申請等手数料は、還付しない。

## 第7章 雜則

(報告の徴収)

**第24条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等、事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物の処理に関し必要な報告を求めることができる。

(立入調査等)

**第25条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に占有者等、事業者その他必要と認める者が占有し、所有し、又は管理する土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

**第26条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年3月12日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の木津町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成9年木津町条例第7号）、加茂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年加茂町条例第6号）又は山城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和55年山城町条例第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 前項の規定により木津川市において受けたものとみなされる許可に係る許可書に代えて、新た

に木津川市の許可書の交付を受けることを目的としてなされた申請については、市長が必要と認める場合に限り、第23条第1項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に規定する手数料は徴収しない。

別表（第21条関係）

特別処理手数料

区分	単位	手数料
占有者等が収集、運搬及び処分を委託する場合	小型収集車（軽自動車）1台1回につき 犬、ねこ等の死体1回1体につき	4,000円 5,500円
占有者等が処分を委託する場合	不燃物（生活系ガラ類）1キログラムにつき 犬、ねこ等の死体1体につき	10円 4,500円
占有者等が収集、運搬を委託する場合	特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に規定する機械器具1台につき	3,000円

○木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

平成19年3月12日規則第98号

木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 廃棄物の適正な処理（第2条・第3条）
- 第3章 廃棄物減量等推進審議会（第4条—第8条）
- 第4章 一般廃棄物処理業（第9条—第16条）
- 第5章 手数料等（第17条—第19条）
- 第6章 雜則（第20条・第21条）

附則

**第1章 総則**

(趣旨)

**第1条** この規則は、木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成19年木津川市条例第145号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

**第2章 廃棄物の適正な処理**

(一般廃棄物の処理を受ける旨の届出)

**第2条** 土地又は建物の占有者（占有者がいる場合にあっては、管理者。以下「占有者等」という。）は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分を受けようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、一般廃棄物の収集、運搬、若しくは処分を受ける必要がなくなったとき、又は変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 条例第21条第1項に規定する一般廃棄物の特別処理を受けようとする者は、事前に市長に申し込まなければならない。

(多量の事業系廃棄物を排出する事業者)

**第3条** 条例第16条第2項の規定により市長が事業系廃棄物（事業活動に伴って生じる廃棄物をいう。以下同じ。）を運搬すべき場所及びその他必要な事項を指示できる事業者は、おおむね一回平均50キログラム以上又は0.2立方メートル以上の事業系廃棄物を排出する事業者とする。

**第3章 廃棄物減量等推進審議会**

(審議内容)

**第4条** 木津川市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 一般廃棄物の減量に関する事項
- (2) 一般廃棄物の適正処理に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の運営)

**第6条** 審議会の開催は、会長が招集し、会長がその議長になる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席があれば開催することができる。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

**第7条** 審議会は、特別の事項を調査し、審議させるために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、次に掲げる者とする。
  - (1) 会長が指名する委員
  - (2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱する者
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、生活環境部まち美化推進課において処理する。

#### 第4章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業の許可の申請)

**第9条** 法第7条第1項又は第6項の規定による一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業（以下「一般廃棄物処理業」という。）の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書（別記様式第1号）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第9条の2第2項第1号から第6号までに掲げる図書

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(一般廃棄物処理業の許可書の交付)

**第10条** 市長は、前条の一般廃棄物処理業の許可申請があったときは、法第7条第5項又は第10項の規定に基づき、その内容を審査し、適当であると認めたときは、申請者に対し申請日から30日以内に一般廃棄物処理業許可書（別記様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

2 許可書は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(一般廃棄物処理業の許可更新の申請)

**第11条** 法第7条第2項又は第7項の規定による許可の更新を受けようとする者は、許可期限満了日の1か月前までに一般廃棄物処理業許可更新申請書（別記様式第1号）に第9条各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、許可書を交付する。

(一般廃棄物処理業の変更許可の申請)

**第12条** 法第7条の2第1項の規定による事業範囲の変更許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業範囲変更許可申請書（別記様式第3号）に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 変更後の事業に係る省令第9条の2第2項第1号及び第2号に掲げる図書

（2） 第10条第1項の許可書

2 市長は、前項の許可をしたときは、許可書を書き換えた上、これを申請者に交付する。

(許可書の再交付)

**第13条** 第10条第1項の許可書の交付を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）は、許可書を汚損し、又は紛失したときは、速やかに一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

2 一般廃棄物処理業者は、許可証が汚損した場合において、前項の申請をしようとするときは、同項に規定する申請書に当該汚損した許可証を添えなければならない。

3 一般廃棄物処理業者は、許可書を紛失したため許可書の再交付を受けた場合において、紛失した許可書を発見したときは、速やかに当該発見した許可書を市長に返却しなければならない。

(一般廃棄物処理業の廃止等の届出)

**第14条** 法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物処理業の全部又は一部の廃止に係る届出をしようとする者は、一般廃棄物処理業廃止届（別記様式第5号）に許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 法第7条の2第3項の規定による住所その他の事項の変更の届出をしようとする者は、一般廃棄物処理業変更届（別記様式第6号）に、当該届出が許可書の記載事項の変更の届出であるときは当該許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、一般廃棄物処理業の一部の廃止に係る第1項の届出及び許可書の記載事項の変更に係る前項の届出があったときは、許可書を書き換えた上、これを届出者に交付する。

(許可書の返還)

**第15条** 一般廃棄物処理業者は、その許可を取り消されたときは、速やかに許可書を市長に返還しなければならない。

(一般廃棄物処理業の就業報告)

**第16条** 一般廃棄物処理業者は、月ごとに市長に報告書（別記様式第7号）を提出しなければならない。

## 第5章 手数料等

(特別処理手数料の徴収方法)

**第17条** 特別処理手数料の徴収は、その都度行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(特別処理手数料の減免)

**第18条** 条例第22条の規定により特別処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した特別処理手数料減免申請書（別記様式第8号）に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(特別処理の制限)

**第19条** 特別処理の収集等については、次の制限を設けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

区分	制限
占有者等が収集、運搬及び処分を委託する場合	小型収集車（軽自動車）による収集等について 予約制（指定日の前々日まで） 1回2台まで 曜日指定 時間指定
占有者等が処分を委託する場合	不燃物（生活系ガラ類）の処分について 予約制 1回100キログラムまで
占有者等が収集・運搬を委託する場合	特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具の収集等について 予約制（前々日まで）

## 第6章 雜則

（身分証明書）

**第20条** 条例第25条第2項に規定する証明書は、身分証明書（別記様式第9号）とする。

（補則）

**第21条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年3月12日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の木津町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成9年木津町規則第9号）又は山城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和55年山城町規則第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 前項の規定により木津川市において受けたものとみなされる許可に係る許可書に代えて、新たに木津川市の許可書の交付を受けることを目的としてなされた申請については、市長が必要と認める場合に限り、第9条第1項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に規定する図書の提出を要しない。

別記様式第 1 号（第 9 条、第 11 条関係）

別記様式第 2 号（第 10 条関係）

別記様式第 3 号（第 12 条関係）

別記様式第 4 号（第 13 条関係）

別記様式第 5 号（第 14 条関係）

別記様式第 6 号（第 14 条関係）

別記様式第 7 号（第 16 条関係）

別記様式第 8 号（第 18 条関係）

別記様式第 9 号（第 20 条関係）